

申請方法について		
1	申請書、請求書は配布しているか？	申請書、請求書は町のホームページからダウンロードできます。また、本庁舎（千畑）の住民生活課窓口で配布しております。ただし、六郷・仙南出張所では、受付業務の関係上、配布しておりません。 ホームページからのダウンロードや、本庁舎への来庁が難しい方は、申請書等を郵送しますので、お申し出ください。
2	今年度限りの制度、とあるが、申請受付期限などあるか？	「重点支援地方交付金」を活用しての補助制度のため、今年度限りの制度となります。申請受付期間は、令和7年7月10日～令和8年1月30日までとなります。
3	広報8月号に掲載されている「二次元コード」から申請できるのか？	申請できます。必要事項を入力の上、領収書の写し、設置状況写真、振込先口座の写しなど添付し、送信してください。この場合、役場に書類を提出する必要はありません。
申請内容・要件、添付書類について		
1	防犯カメラは複数台でも対象か？	複数台でも対象となります。ただし、町内の住宅1戸、1世帯、1回限りとなります。
2	領収書が必要、とあるが、家族が購入したので家族名の領収書でもよいのか？	住宅に居住する家族の方の領収書であれば可能です。ただし、その場合、申請者名は、その領収書に記載された方となります。
3	現在、アパート（あるいは借家）に住んでいるが、その場合も対象となるか？	申し訳ありませんが、対象外となります。
4	数年前に防犯カメラを既に設置しているが、そのカメラを別の場所に移して設置したいと思っている。その場合費用も対象となるか？	既に設置している防犯カメラの移設費・修繕費・撤去費は対象外となります。また、保守点検費や維持管理費も対象外となります。

5	防犯カメラ3台と管理モニターを購入・設置した。この場合、対象となるか？	防犯カメラと一体的に機能する機器は対象となります。ただし、スマートフォン・タブレット端末・パソコン等は対象外となります。
6	設置を示す写真について、モニターと一体型のものを購入した場合、どの写真が必要か？	この場合の必要な写真については、以下のとおりです。 ・防犯カメラ（台数分） ・モニター ・関連機器 上記の設置状況を示す写真が必要です。写真はコピー用紙に印刷したもので、かまいません。
7	防犯カメラの設置場所は、室内に設置した物でも補助対象となるか？	当補助金は、犯罪の予防を目的に住宅の敷地内（屋外）を撮影する物が対象です。このため、玄関などの、屋外が撮影される場所に設置した物であれば、対象となります。ただし、室内のみ撮影される物については、対象となりませんので、ご注意ください。